

豊橋市感染症予防計画の進捗状況及び評価

豊橋市感染症予防計画			○予防計画の項目に対する判定基準	○目標値に対する判定基準
第1 豊橋市感染症予防計画の基本理念	3 感染症の予防及び対策の推進の基本的な方向	(2) 事前対応型行政の構築及び予防計画の推進体制	「○」全体的に順調 「△」一部に努力を有する 「×」全体的に努力を有する	「A」達成率90%以上 「B」達成率80%以上90%未満 「C」達成率60%以上80%未満 「D」達成率60%未満
また、市は、愛知県感染症対策連携協議会に参画し、予防計画等について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗確認を行うことで、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となってPDCAサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証する。			※当該年度に評価しない場合は「-」とする。	

項目（市）		施策目標（市）	評価のポイント	評価	評価理由	今後の取組等
第1 豊橋市感染症予防計画の基本理念	1	予防計画の基本理念及び目的 ・感染症の予防のための施策の実施に関する計画であり、感染症の発生の予防及びまん延の防止を目的としている。また、感染症法第10条第2項各号に規定する事項を定め、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、感染症対策を総合的かつ計画的に推進するために策定する。	—	—	基本理念や目的を示した項目であり、評価はなし	
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	1	感染症発生動向調査 ・感染症に関する情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めて全国的に統一的な体系で進めていくことが不可欠であるため、現場の医師等に感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、医師会等を通じ、その協力を得ながら適切に進める。 ・法第12条に規定する届出の義務について、医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、最新の医学的知見を踏まえた感染症発生動向調査の実施方法の見直しについての検討やデジタル化が進む中での迅速かつ効果的な情報を収集・分析する方策についての検討を推進する。	⇒感染症発生動向調査について、国の通知等の必要な情報は、医師会等を通じて、医療機関等に周知していたか。 ⇒最新の医学的知見を踏まえた愛知県感染症発生動向調査事業実施要綱について、内容の確認を行ったか。	○	・感染症発生動向調査に関する情報に限らず、必要な情報は市医師会等を通じて、医療機関等関係機関に情報提供を行った。 ・法第12条に規定する届出の義務について、改正通知等を医師会を通じて周知した。	・発生届、感染症発生動向調査（週報）のデジタル化（オンライン化）を進めている。
	2	関係各機関及び関係団体との連携 ・国、都道府県、市町村及び医師会等の専門職能団体や高齢者施設等関係団体等との連携体制を、愛知県感染症対策連携協議会を通じて構築する。	⇒関係団体との連携を図るため、適時、愛知県感染症対策連携協議会に参加していたか。	○	・R6年度の検討部会・協議会に保健所長、保健医療企画課長が参加した。	
第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	1	患者等発生後の対応 ・市は、感染症のまん延の防止のため、感染症発生動向調査等による情報の公表等を行い、市民が自ら予防に努め、健康を守る努力を促す。 ・市は県が情報（新興感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報に限る。）の公表に関し、市町村長に対し必要な協力を求めるときは、これに協力する。	⇒感染症発生動向調査等による情報の公表を行い、市民が自ら予防に努めるよう促したか。 ⇒県から情報の公表に関し協力を求められたとき、協力したか。	○	・感染症発生動向調査については、毎週ホームページ等で公表し、感染症の流行時は報道発表するなど市民向けに注意喚起を行った。 ・県にてまとめて公表する内容について、豊橋市の情報を提供した。 ・毎年、感染症の4県9市の地区別会議に参加し、情報共有している。 ・毎年年度始めに、県内の担当者名簿は愛知県より共有される体制がある。	
		・特定の地域に感染症が集団発生した場合、まん延防止の観点から医師会等の専門職能団体や高齢者施設等関係団体等、近隣の地方公共団体との役割分担及び連携体制を構築する。	⇒特定の地域における感染症の集団発生時には、愛知県感染症対策連携協議会に参加するなど、専門職能団体、高齢者施設等関係団体、近隣の地方公共団体と連携できていたか。			
		・複数の都道府県等にまたがるような広域的な感染症のまん延の場合に備えた県の、国や他の都道府県等との連携体制の構築に協力する。	⇒広域的な感染症のまん延に備え、国や他の自治体と情報共有を行い、連携を図っていたか。			
第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	1	市における取組 ・感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集するために電磁的方法により行うよう感染症指定医療機関等へ働きかけを行う。	⇒医療機関に対して、発生届の電磁的な方法による届出の推進を図ったか。	△	・ほとんどの発生届は国のシステムを使用し電子で受理しているが、一部FAXで対応している医療機関もある。	・引き続き、電磁的な方法による届出の推進を図っていく。
第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	1	病原体等の検査の実施体制及び検査能力向上の推進 ・市は、広域にわたり又は大規模に感染症が発生し、又はまん延した場合を想定し、愛知県衛生研究所と連携し、必要な検査を迅速に行うための体制を整備する。	⇒新興感染症に備え、愛知県衛生研究所との連携を図っていたか。 【検査の実施能力の目標値：流行初期40件/日】	○ 【A】	・新型コロナ時のスキームが活用できるよう、マニュアルを作成している。	
	2	衛生検査部門の対応 衛生検査部門は平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器の設備の整備、検査試薬等の物品の確保を通じ、自らの試験検査能力の向上に努める。	⇒平時から研修や訓練、物品の確保等を行っていたか。	○	・PCR検査の整備、職員の資質の向上のための訓練について、令和6年度にマニュアルを作成した。 ・検査機器のメンテナンスをし、使用可能なように必要時買い替えも計画している。	・作成したマニュアルに沿って、有事に備えて人員体制を整え、対応する職員へ研修や訓練を実施していく。
	2 3	総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築並びに関係団体等との連携 ・感染症の病原体等に関する検査情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報が迅速かつ総合的に分析され、公表できる体制を構築する。	⇒感染症サーベイランスに係る知識普及が行われていたか。 また、サーベイランスの分析結果を市民に対して分かりやすく提供していたか。	○	・県が総合的に分析できるよう、患者情報と病原体情報を提供する体制を構築している。	
第6 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	1	感染症の患者の移送のための体制の確保 ・市は県と連携し、消防機関や民間事業者、高齢者施設等の関係団体等と連携し、移送患者の対象等に応じた役割分担を明確にする。 ・市は県と連携し、新興感染症患者の移送について、移送に必要な車両の確保や民間事業者等への委託も含め検討し、移送に関する協定の締結や申し合わせを行う。 ・市は県と連携し、平時から、関係者を含めた移送訓練等を定期的に計画し実施する。	⇒消防機関や民間事業者等と移送に関する協定や申し合わせを行っていたか。 ⇒移送に必要な車両の確保や民間事業者等への委託等を検討しているか。 ⇒移送訓練等を実施したか。	○	・コロナ対応において民間移送業者へ委託し移送したスキームがある。消防機関とは、コロナ禍を過ぎて改めて、移送に関する内容を見直し連携している。 ・感染者搬送車両を整備し、常に1台保有している。	・保健所の訓練や医療機関の訓練に、移送の動きも盛り込み実施していきたい。

豊橋市感染症予防計画の進捗状況及び評価

項目（市）		施策目標（市）	評価のポイント	評価	評価理由	今後の取組等
第7 新型インフルエンザ等感 染症外出自粛対象者又は 新感染症外出自粛対象者の 療養生活の環境整備に 関する事項	1	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備		○	・市の応援制度や看護師の登録制度等を 活用し、健康観察ができる体制を確保し ている。 ・自宅療養者への支援体制は、健康危機 対処マニュアルを作成し、新型コロナ時 のスキームを活用できるようにしてい る。	・ICTの活用において、現在他の事業 で活用しているシステムが活用でき ないか、検討していきたい。
		・市は、外出自粛対象者の体調悪化時等に適切な医療に繋げることができるよう、医療機関、医療関係団体、民間事業者への委託を活用しつつ、健康観察の体制を確保する。	⇒医療機関、医療関係団体、民間事業者への委託を活用し、外出自粛対象者に対する健康観察ができる体制を確保していたか。			
		・市は、外出自粛対象者が外出しなくとも生活できるよう、民間事業者への委託を活用しつつ、外出自粛対象者の生活支援の体制を確保する。	⇒民間事業者への委託を活用し、外出自粛対象者の生活支援の体制を確保していたか。			
		・市は、健康観察や生活支援等を効率的に行うため、ＩＣＴを積極的に活用する。	⇒システムの導入や構築を検討したか。			
第8 感染症に関する啓発及び 知識の普及並びに感染症 の患者等の人権の尊重に 関する事項	1	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重		○	・インフルエンザ様疾患発生報告とし て、学校閉鎖等の状況をホームページへ 公表しているが、人権に配慮し学校名は 公表していない。 ・感染症患者に関する差別や偏見につい てホームページに掲載。また、結核患者 支援をする中で、関係企業や団体、施設 に健康教育を行っている。	
		・市は、感染症に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及等を行い、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては人権を尊重する。	⇒感染症についての正しい知識の普及のため、適切に情報を公表していたか。 また、公表に際しては、人権に配慮していたか。			
		・市は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面において、患者等への差別や偏見の排除等のため、パンフレット等の作成、各種研修の実施等の必要な施策を講ずるとともに、相談機能の充実等住民に身近なサービスの充実に努める。	⇒感染症患者に関する差別や偏見の排除のためパンフレット等の作成、各種研修の実施などにより、市民に周知していたか。			
第9 感染症の予防に関する人 材の養成及び資質の向上 に関する事項	1	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上		○ 【A】	・国や県が開催する結核や感染症、健康 危機管理の研修に参加している。最近 はWeb開催も増え、より多くの職員が視 聴し参加できている。 ・IHEAT要員や、IHEAT要員に興味のあ る専門職を対象に、研修を1回実施し た。 ・医療従事者が参加する研修にかかる費 用を補助し、人材育成の支援をした。	
		・市は、感染症に関する専門性に対応した人材の育成及び資質の向上に資するため、国が行う研修等に職員を積極的に派遣し、又は自ら講習会等を実施することにより、感染症に関する人材の養成及び資質の向上を図る。	⇒国が行う研修等への職員の派遣、自ら講習会等を実施するなど、感染症に関する人材の養成及び資質の向上を図っていたか。			
		・平時から、IHEAT 要員への実践的な訓練の実施やIHEAT 要員の支援を受けるための体制を整備するなどIHEAT 要員の活用を想定した準備を行う。	⇒IHEAT 要員への実践的な訓練を実施していたか。 また、IHEAT 要員の人員等の確認を行っていたか。 【研修や訓練回数の目標値：1 回以上/年】			
		・市は、感染症指定医療機関等と連携し、医療機関が実施する感染症に関する人材の養成に向けた取り組みを支援する。	⇒医療従事者等の新興感染症の発生を想定した訓練の実施など、人材育成に取り組んだか。			
第10 感染症の予防に関する保 健所の体制の確保に関す る事項	1	保健所の体制の整備		○ 【A】	・段階的に応援体制を考えマニュアルに 作成した。 ・令和6年度新たに12名登録があり、 現在IHEAT要員の登録者数は19名。	・登録されているIHEAT要員の全員 が、感染拡大時に応援できるとは限 らないので、引き続き啓発し、登録 者数を増やしていきたい。
		・感染拡大時にも他職種連携による人員体制や設備等を整備するとともに、IHEAT要員や各部局等からの応援体制を含めた人員体制、受入れ体制の構築を図る。	⇒IHEAT要員や各部局等からの応援体制を含めた人員体制の整備に努めたか。 【即応可能なIHEAT要員の確保数：10人】			
第11 緊急時における感染症の 発生の予防及びまん延の 防止、病原体等の検査の 実施並びに医療の提供の ための施策（国と県及び 市町村相互間の連絡体制 の確保を含む。）に関す る事項	1	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策		○	・感染症予防計画にて方向性を示し、計 画的に体制整備をすすめるために、令和 7年3月に健康危機対処マニュアルを作 成した。	
		・市は県が、感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにすることとする。	⇒感染症の患者の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認める場合に備えて、マニュアル等の整備などにより円滑な体制整備に努めたか。			
第12 その他感染症の予防の推 進に関する重要事項	1	施設内感染の防止		△	・病院や診療所に対し、感染症対策向上 加算医療機関のカンファレンスに参加し たり、感染症発生時に健康教育や講習会 を開催しているが、関係部署、関係機関 との情報共有が不十分である。	・高齢者施設に対し必要時に情報を 提供していけるよう、長寿介護課や 広域連合と連携・協力していきた い。
		・市は、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を病院、診療所、老人福祉施設等の施設の開設者又は管理者に対し適切に提供する。	⇒病院、診療所、老人福祉施設等に対し、必要に応じて、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報を提供していたか。			
	2	動物由来感染症対策		△	・日本紅斑熱等の発生が増えた際など、 ホームページや報道発表を行い、市民へ 情報提供を対策の啓発を行っている。 ・動物担当の生活衛生課と一緒に取り組 む活動はあまりなかった。	・生活衛生課では、令和7年10月に 豊橋市動物愛護センター（仮称）も 開設予定であり、合わせて協力し、 情報を共有し啓発を行っていきた い。
		・市は、動物由来感染症に対する必要な措置等が速やかに行えるよう、獣医師に対し、法第13条第1項に規定する届出や狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に規定する届出の義務について周知を行うとともに、ワンヘルス・アプローチ（人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むことをいう。）に基づき、保健所等と関係機関及び医師会、獣医師会等の関係団体と連携を図り、市民への情報提供を行う。 ・動物由来感染症の予防及びまん延の防止の対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物に対する対策や、動物取扱業者等への指導、獣医師との連携等が必要であることから、感染症対策部門において、ペット等の動物に関する施策を担当する部門と適切に連携をとりながら対策を講ずる。	⇒動物由来感染症について、感染症発生動向調査等を通じて発生状況を的確に把握し、市民に対して迅速に情報提供していたか。 ⇒動物由来感染症について、必要に応じて、ペット等の動物に関する施策を担当する部署と情報を共有していたか。			